

令和8年度とくしまスマート農業人材育成研修運営業務 仕様書（案）

1 委託業務名

令和8年度とくしまスマート農業人材育成研修運営業務

2 委託期間

契約締結日から令和9年3月19日（金）まで

3 委託業務の目的

スマート農業技術に関する知識の習得と、機器の導入による経営発展を推進するため、県内農業者を対象としたスマート農業人材育成研修を実施し、スマート農業技術を活用できる人材を育成する。

4 業務内容

(1) 研修の概要

ア 受講対象者

スマート農業技術を導入している農業者、導入を検討している農業者
農業支援サービスを行っている事業者
※後継者や農業法人の従業員等の参加も可能とする。

※上記定員に加え、会場収容人数の範囲内で農業関係者等の聴講も可能とする。

イ 受講定員

20名程度

ウ 開催時期

令和8年10月ごろから令和9年2月ごろ

エ 開催回数及び時間

4回程度とし、1回の講習時間は3時間程度とする。

オ 開催方法

基本的には対面開催とし、やむを得ない理由により対面式が困難な受講者がある場合はリモート参加も可能となるよう対応すること。

カ 開催場所

農林水産総合技術支援センター等、県の施設等を利用すること。（会場費は認めない）

キ 受講料

無料とすること。

(2) 講座内容

受講者が、スマート農業技術について理解を深め、経営類型別（土地利用型作物、露地野菜、果樹等）に自己の経営を発展させるために必要な機械の導入について合理的に判断できる能力を養成する講座やワークショップを実施する。

講座には以下の内容を含むものとし、受講者が自己の経営に取り入れた場合の費用対効果を検証できる内容とすること。

ア 地域（市町村や農業者等）が一体となってスマート農業推進に取り組んでいる優良事例

イ 県内外の先進地事例実践者による取組事例講演

ウ スマート農業を導入した自社経営課題、展望を掘り起こすワークショップ

エ 経営類型別のスマート農業技術を導入した場合の費用対効果

(3) 参加者の募集

参加者の募集チラシデザイン案を作成し、県に提示すること。募集については基本的に県が行うが、効果的な募集方法を提案すること。

(4) 企画・運営

ア 講義内容、実施方法、講師等について具体的に提案、企画すること。

イ 講師については、スマート農業の技術的知見だけでなく、農業経営に関するコンサルティング実績を有する者であること。

ウ 当日の会場設営、県担当者及び受講者との連絡調整、司会進行、講師の対応、受講者の受付等、研修に必要な運営全般を行うこと。

(5) 受講者アンケートの実施

ア 受講前に経営状況や課題の調査を行い、講義でのテーマに反映させること。

イ 受講後の評価等についてアンケートを実施し、県へ報告すること。

ウ アンケートの内容については、県と協議のうえ作成すること。

5 委託対象経費

(1) 対象となる経費

ア 事業実施に必要な、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料（会場費を除く）

イ その他事業を実施するために必要と認められる経費

ウ 対象経費は、他の経費と区分して整理すること。

(2) 対象とならない経費

ア 機械・機器等の購入経費

イ 土地・建物を取得するための経費

ウ 国や地方公共団体等の補助金、委託費等によりすでに支弁されている経費

エ その他、事業との関連が認められない経費

オ 会場借上げに係る経費

6 報告書の作成

受託者は、委託業務終了後、速やかに委託業務完了報告書と合わせて、記録写真を含めた事業全体の報告書及び成果物を提出すること。チラシ及び記録写真については、電子データ形式で納品すること。なお、全ての著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む）は、県に帰属する。

(1) 提出期限

令和 9 年 3 月 1 9 日（金）

(2) 提出先

徳島県立農林水産総合技術支援センター経営推進課

(3) 提出書類等及び部数

- ・委託業務完了報告書 1 部
- ・事業実施(実績)報告書(成果物を含む) 1 式
- ・その他成果報告物 1 式

7 その他留意事項

(1) 当該業務内容の変更に伴う仕様の変更、委託料の変更及びこの仕様書に記載されていない事項や疑義が生じた場合については、速やかに県と協議の上、決定する。

(2) 実施内容等は、県と十分協議しながら進めることとするが、県及び受託者のいずれにもその責を帰すことのできない事由等により、本業務内容等が一部変更又は中止となる場合がある。その場合においても、引き続き、受託者の責任により取り止め等の対応を行うものとする。

(3) 県の求めに応じて、随時、業務の進捗及び成果が分かる報告を行うこと。

(4) 業務の遂行に当たり発生した事故等は、受託者の責任で対処すること。ただし、県がその損害を県の責めに帰する事由により発生したものと認めた場合は、県もその損害を負担するものとし、負担額は県と受託者の協議で決定する。

(5) 本業務を遂行する上で知り得た情報は、県の承認を得ること無く第三者に漏らしたり、当該業務以外の目的に使用したりしないこと。委託期間の終了または解除された後についても同様とする。

- (6) 受託者が委託業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年徳島県条例第 55 号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に万全を期すこと。
- (7) 関係法令等を遵守し、その適用及び運用は受注者の責任において適切に行うこと。